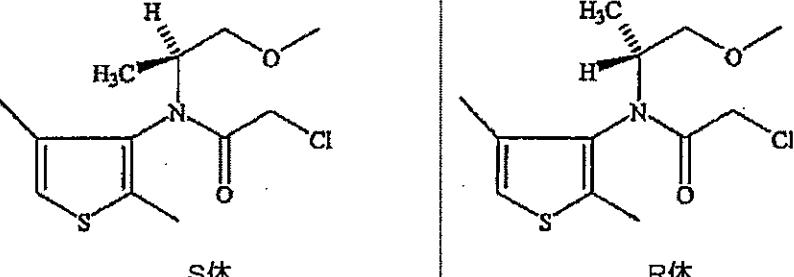


## ジメテナミド(Dimethenamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請※に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。（※「我が国の登録状況」欄 参照）										
構造式	 <p>S体                            R体</p> <p>「ジメテナミド P」は、原体の規格として S 体の含有量が 93.0%以上</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオフェン環を有する酸アミド系除草剤である。 雑草の幼芽部及び幼根部より吸収され、超長鎖脂肪酸の生合成を阻害することにより作用するものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)キャベツ、たいず、とうもろこし等／一年生雑草 インポートトレランス申請；かぶ、ホップ／一年生広葉雑草等										
我が国の登録状況	本化合物のラセミ体(S 体と R 体の比率が 50:50)である「ジメテナミド」については、平成 8 年に既に農薬登録がなされている。今回、S 体の比率を高めた化合物について「ジメテナミド P」として新たに農薬登録申請がなされた。										
諸外国の状況	ばれいしょ、畜産物等に国際基準が設定されている。米国において大豆、かぶ、ホップ等に、カナダにおいてキャベツ、豆類等に、EUにおいててんさい等に、オーストラリアにおいてとうもろこし、畜産物等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量(ADI)</u> 0.038 mg/kg 体重/day [設定根拠] 94 週間 発がん性試験（マウス・混餌） 無毒性量 3.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	<p>TMDL/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDL/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6 歳)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65 歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDL: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDL/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児(1～6 歳)	1.0	妊婦	0.4	高齢者(65 歳以上)	0.4
	TMDL/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児(1～6 歳)	1.0										
妊婦	0.4										
高齢者(65 歳以上)	0.4										
意見聴取の状況	平成 21 年 11 月 5 日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大麦		0.01				
ライ麦		0.01				
とうもろこし	0.05	0.1	○・申	0.01	0.02	カナダ*
そば		0.01				
その他の穀類	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
大豆	0.05	0.1	○・申	0.01	0.02	カナダ*
小豆類		0.01			0.02	カナダ*
らづかせい	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
ばれいしょ		0.01			0.01	アメリカ
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01			0.01	アメリカ
かんしょ	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
やまいも(長いもをいう。)		0.01			0.01	アメリカ
その他のいも類		0.01			0.01	アメリカ
てんさい	0.05	0.01	申	0.01	0.01	アメリカ
かぶ類の根	0.01		IT		0.01	アメリカ
かぶ類の葉	0.1		IT		0.1	アメリカ
西洋わさび		0.01			0.01	アメリカ
はくさい		0.01				
キャベツ	0.05	0.1	○・申		0.01	カナダ*
芽キャベツ		0.1				
たまねぎ	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
にんにく	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
その他のゆり科野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.01			0.01		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01			0.01		
しろとうり	0.01			0.01		
すいか	0.01			0.01		
メロン類果実	0.01			0.01		
まくわうり	0.01			0.01		
その他のうり科野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
しようが		0.01			0.01	アメリカ
えだまめ	0.05		申		0.01	アメリカ
その他の野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ
ホップ	0.05		IT		0.05	アメリカ
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家畜の筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家畜の脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家畜の肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家畜の腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家畜の食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家畜の卵	0.01			0.01		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

## ジメテナミド

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05
大豆	0.05
ばれいしょ	0.01
かんしょ	0.01
てんさい	0.05
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.1
キャベツ	0.05
たまねぎ	0.01
にんにく	0.01
その他のゆり科野菜 <sup>(注1)</sup>	0.01
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.01
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01
しろうり	0.01
すいか	0.01
メロン類果実	0.01
まくわうり	0.01
その他のうり科野菜 <sup>(注2)</sup>	0.01
えだまめ	0.05
その他の野菜 <sup>(注3)</sup>	0.01
ホップ	0.05
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>(注4)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>(注5)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

※今回基準値を設定するジメテナミドとは、S体とR体の和をいう。

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。



## プロスルホカルブ(Prosulfocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカーバメート系の除草剤 主に脂質生合成系(超長鎖脂肪酸生合成系)を阻害することにより、生体膜変性を誘起し、細胞分裂に影響を与えて雑草を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	農薬登録申請：小麦、大麦／一年生雑草										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいて、にんじん、たまねぎ、セロリ等に、オーストラリアにおいて、大麦、小麦、畜産物に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.019 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 1.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。										
暴露評価	TMDI／ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	0.6	幼小児(1～6歳)	1.4	妊婦	0.6	高齢者(65歳以上)	0.4
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	0.6										
幼小児(1～6歳)	1.4										
妊婦	0.6										
高齢者(65歳以上)	0.4										
意見聴取の状況	平成21年10月2日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

プロスルホカルブ

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05		申			<0.01,<0.01
大麦	0.05		申			<0.01,<0.01

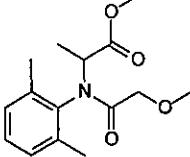
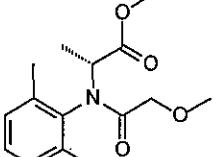
答申（案）

プロスルホカルブ

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大麦	0.05



## メタラキシル及びメフェノキサム(Metalaxyd and Mefenoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し											
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請※に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。 (※「我が国の登録状況」欄 参照)											
構造式	 メタラキシル	 メフェノキサム(メタラキシルM)										
	「メフェノキサム」はメタラキシルMの別名である。メタラキシルは、D体とL体の2つの鏡像異性体を1:1の割合で含有するラセミ体とされる。2つの鏡像異性体のうち、殺菌活性を示すのは主にD体とされ、D体がメタラキシルMと称される。											
用途	農薬／殺菌剤											
作用機構	酸アミド系殺菌剤 菌糸伸長及び胞子形成を阻害することで、特に卵菌綱ツユカビ目の糸状菌に対して防除効果を有するとされる。											
適用作物／適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)ばれいしょ、トマト、きゅうり等／疫病、べと病等											
我が国の登録状況	本化合物のラセミ体(D体とL体の比率が50:50)である「メタラキシル」については、昭和59年に既に農薬登録がなされている。今回、D体について「メタラキシルM」として新たに農薬登録申請がなされた。											
諸外国の状況	穀類、大豆等に国際基準が設定されている。米国において小豆類、ばれいしょ等に、カナダにおいて小麦、大豆等に、オーストラリアにおいて仁果果実類、パインアップル等に、ニュージーランドにおいてベリー類等に、EUにおいてたまねぎ、かんきつ類等に基準値が設定されている。											
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量(ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100											
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。											
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>64.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>29.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>			TMDI/ADI比 (%)	国民平均	31.6	幼小児(1~6歳)	64.4	妊婦	27.0	高齢者(65歳以上)	29.0
	TMDI/ADI比 (%)											
国民平均	31.6											
幼小児(1~6歳)	64.4											
妊婦	27.0											
高齢者(65歳以上)	29.0											
意見聴取の状況	平成21年10月2日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中											
答申案	別紙2のとおり。											

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値				残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm			
米（玄米をいう。）	0.1	0.1	○・申	0.05	0.1	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	<0.01, 0.02	
小麦	0.05	0.05		0.05	0.2	Codex Cereal grains カナダ Wheat		
大麦	0.05	0.05		0.05	0.1	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal		
ライ麦	0.05	0.05		0.05	0.1	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	0.1	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal		
そば	0.05	0.05		0.05	0.1	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05	0.1	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal		
大豆	0.05	0.05	○	0.05	1	Codex Soya bean (dry) カナダ Soybeans	<0.005, <0.005	
小豆類	0.2	0.1	○		0.2*	米国 Vegetable legume	0.014, 0.025 (あずき)	
えんどう	0.2	0.1			0.2*	米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05~0.06 (#) (n=5) (インゲン)	
そら豆					0.2	米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05~0.11 (#) (n=7)	
らつかせい	0.1	0.1			0.2	Codex Peanut 米国 Peanut		
その他の豆類	0.2	0.1			0.2*	米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05 (n=4) (リマ豆)	
ばれいしょ	0.3	0.3	○・申	0.05	0.5*	Codex Potato 米国 Potato	<0.05 (#), 0.06 (#), 0.11 (#), 0.16 (#)	
さといも類（やつがしらを含む）		0.5			0.5	米国 Vegetable root and tuber	【米国】 <0.05 (#) (n=16)	
かんしょ		0.5			0.5	米国 Vegetable root and tuber		
やまいも（長いもをいう。）		0.5			0.5	米国 Vegetable root and tuber		
こんにゃくいも	0.3	0.5	○		0.5	米国 Vegetable root and tuber	0.01, 0.06	
その他のいも類		0.5						
てんさい	0.05	0.05		0.05	1	Codex Sugar beet カナダ Sugar beets	<0.01, <0.01	
さとうきび	0.05	0.1	○					
だいこん類（ラディッシュを含む）の根	0.2	2	○		0.5*	米国 Vegetable root and tuber	0.03, 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む）の葉	0.2	2	○		15.0	米国 Leaves of root and tuber	【米国】 *0.23~0.57 (#) (n=3)	
かぶ類の根	0.3	2	○		0.5	米国 Vegetable root and tuber	0.04, 0.05	
かぶ類の葉	0.3	2	○		15.0	米国 Leaves of root and tuber	【米国】 *1.4~13.3 (#) (n=3)	
西洋わさび	0.2	2	○		0.5	米国 Vegetable root and tuber	<0.1, <0.1	
							<0.02, 0.03 (わさびだいこん)	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm		
クレソン はくさい	0.3	2 2	○・申	5 0.3	米国 vegetable leafy 豪州 Leafy vegetables Codex Cabbages head		0.020, 0.088
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5	2 カナダ Cabbages Codex Brussels sprouts 2 米国 Brussels sprouts 豪州 Leafy vegetables		0.02, 0.06
芽キャベツ	0.2	0.2		0.2	0.3 0.1 米国 Vegetable brassica leafy		
ケール こまつな	1	2	○		0.1 米国 Vegetable brassica leafy		0.20, 0.44
きょうな	3	2	○		0.1 米国 Vegetable brassica leafy		1.02, 0.40 (みずな)
チングンサイ	2	2	○		0.1 米国 Vegetable brassica leafy		0.52, 0.16
カリフラワー	0.5	0.5		0.5	Codex Cauliflower 2 カナダ Cauliflower Codex Broccoli		
ブロッコリー	0.5	2	○	0.5	2 米国 Broccoli		<0.1, <0.01
その他のあぶらな科野菜	0.7	2	○		5 米国 Mustard green		0.26, 0.25 (ひろしまな)
ごぼう サルシフィー		2 2		0.5 0.5 0.5	米国 Vegetable root and tuber 米国 Vegetable root and tuber 米国 Vegetable root and tuber		
アーティチョーク チコリ		2 2		1 EU Scarole			
エンダイブル しゅんぎく レタス		2 2		5 5 5 5	米国 Vegetable leafy カナダ Garland chrysanthemum Codex Lettuce head 米国 Lettuce head 米国 Vegetable leafy		
その他のきく科野菜		2 2		2			
たまねぎ	2	2	○・申	2	Codex Onion bulb 3 米国 Onion bulb 0.5 EU Onions		<0.01(#), <0.01(#)
ねぎ (リーキを含む)	0.2	2	○・申		10 0.2 0.5 米国 Onion green EU Spring onions (Welsh onions) EU Garlic		[EU] <0.02 (n=4) 0.02(#), 0.03(#)
にんにく にら アスパラガス	0.5	2 2					[EU] たまねぎ を参照
わけぎ	0.05	0.05		0.05	7 10 0.2 Codex Asparagus 米国 Asparagus 米国 Onion green EU Spring onions (Welsh onions)		
その他のゆり科野菜	0.3	2	○				ねぎを参照 (EU) <0.1, <0.1 (らっきょう)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値				残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm			
にんじん	0.05	0.05		0.05	0.5	Codex Carrot 米国 Vegetable root and tuber	<0.01, <0.01	
バースニップ		2		0.5	0.5	米国 Vegetable root and tuber		
バセリ	2	2	○	5	5	米国 Vegetable leafy 米国 Vegetable leafy	0.40, 0.56	
セロリ		2						
みつば	2	2	○				0.74, <0.05	
その他のせり科野菜	1	2	○	5	5	米国 Vegetable leafy	0.15, 0.34 (せり)	
トマト	2	2	○・申	0.5	1	Codex Tomato 米国 Vegetables fruiting	0.20, 0.66 (ミニトマト)	
ピーマン	2	2	○・申	1	1	Codex Peppers 米国 Vegetable fruiting	【米国】<0.05~2.5 (#) (n=6) 0.38 (#), 0.05 (#), 0.31 (#), 0.60 (#)	
なす	1	2	○・申	1	1	米国 Vegetable fruiting	0.20, 0.50	
その他のなす科野菜	1	2		1	1	Codex Peppers 米国 Vegetable fruiting	0.08, 0.05	
きゅうり (ガーキンを含む)	1	2	○・申	0.5	1	Codex Cucumber, Gherkin 米国 Vegetable cucurbit	0.20 (#), 0.50 (#), 0.16 (#), 0.39 (#)	
かぼちゃ (スカッシュを含む)	0.2	2	○	0.2	1	Codex Squash summer, Winter squash 米国 Vegetable cucurbit	0.05, 0.03	
しろうり すいか	0.2	0.2		0.2	1	Codex Watermelon	<0.01, 0.02	
メロン類果実	0.7	1	○・申	0.2	1	米国 Vegetable cucurbit	0.23 (#), 0.01 (#)	
まくわうり その他のうり科野菜		0.2		1	1	Codex Melons except watermelon 米国 Vegetable cucurbit		
ほうれんそう	2	2	○	2	10	Codex Spinach 米国 Spinach	<0.1, 0.32	
たけのこ		2						
オクラ	1	2	○				0.10, 0.34	
しようが	1	2	○				0.30, 0.31	
未成熟えんどう	0.2	0.05		0.5	米国 Vegetable root and tuber Codex Peas shelled (succulent seeds)		【米国】<0.05~0.531 (#) (n=8)	
未成熟いんげん	0.2	2		0.2*	米国 Vegetable legume		【米国】*0.52~0.86 (#) (n=4)	
えだまめ	0.2	2		0.2*	米国 Vegetable legume		【米国】<0.05~0.11 (#) (n=6)	
				0.2*	米国 Vegetable legume		<0.005 (#), <0.005 (#)	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm		
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		2 2 2					
その他の野菜	3	2	○	3*	米国 Genseng 5	米国 Vegetable leafy	【米国】 0.18~2.5 (n=13) (ジンセン) 0.26, 0.26 (うど)
みかん なつみかんの果実全体	0.2	1	○				0.04(#), 0.02(#) (暫定基準値の1ppmは、以前設定されていた登録保留基準を参照したもの (類型3-1)) (カナダのCitrus fruitsは残留データではなく、他の国からの輸入品に使用されうることに配慮したものとされる。)
レモン	0.7	2		1 0.5	米国 Fruit citrus EU Lemons		【米国】 0.44~0.94 (1982~1983年のデータ) 【EU】 0.08~0.41 (n=4)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	0.7	1		1 0.5	米国 Fruit citrus EU Oranges		【米国】 0.12~0.28 / 0.09~0.79 / 0.27~0.79 (1982~1983年のデータ) 【EU】 0.02~0.11 (n=4)
グレープフルーツ	0.7	2		1 0.5	米国 Fruit citrus EU Grapefruit		【米国】 レモン、オレンジを参照 【EU】 レモン、オレンジ、マンダリンを参照
ライム	0.7	1		1 0.5	米国 Fruit citrus EU Limes		【米国】 レモン、オレンジを参照 【EU】 レモン、オレンジ、マンダリンを参照
その他のかんきつ類果実	0.7	1		1 0.5	米国 Fruit citrus EU Mandarins, Citrus fruit others		【米国】 レモン、オレンジを参照 【EU】 マンダリン 0.08~0.17 (n=4)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.2	1 0.2 0.2 0.2 0.2		1 0.2 1 0.2 1 0.2	EU Apples 豪州 Pome fruits EU Pears 豪州 Pome fruits EU Pears 豪州 Pome fruits EU Quinces 豪州 Pome fruits EU Loquat 豪州 Pome fruits		【EU】 <0.02 (#) (n=4) (#) EU基準値との開きを考慮 (暫定基準値は、以前設定されていた登録保留基準を参照したもの (類型3-1)) 【EU】 りんごを参照 【EU】 りんごを参照 【EU】 りんごを参照 【EU】 りんごを参照 【EU】 りんごを参照

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm		
もも	0.2	1			1*	米国 Fruit stone 豪州 Stone fruits	【米国】 * <0.05~*0.90 (#) (n=4)
ネクタリン	0.2	1			0.2	豪州 Stone fruits	(#) GAPの4~8倍の処理を考慮
あんず (アブリコットを含む)	0.2	1			1*	米国 Fruit stone	【米国】 もも、アンズ、すもも、おうとうを参照
すもも (ブルーンを含む)	0.2	1			0.2	豪州 Stone fruits	【米国】 * 0.49~0.82 (#) (n=2)
うめ		1			1*	米国 Fruit stone	(#) GAPの4~8倍の処理を考慮
おうとう (チェリーを含む)	0.2	1			0.2	豪州 Stone fruits	【米国】 * 0.17~0.47 (#) (n=2)
					1*	米国 Fruit stone 豪州 Stone fruits	(#) GAPの4~8倍の処理を考慮
いちご	7	1	○		10*	米国 Strawberry	【米国】 0.93~4.5 (#) (n=8)
ラズベリー	0.2	0.2			0.2	Codex Raspberries red black NZ Berries and other small fruits	0.026, 0.146
ブラックベリー	0.2	1			0.2	Codex Raspberries red black NZ Berries and other small fruits	
ブルーベリー	2	1			2*	NZ Berries and other small fruits	【米国】 <0.05~1.63 (#) (n=13)
クランベリー		1			4	米国 Blueberry	
ハックルベリー		1			2	米国 Cranberry	
その他のベリー類	0.2	1			0.2	NZ Berries and other small fruits	
					2	Codex Raspberries red black 米国 Lingonberry -M NZ Berries and other small fruits	
ぶどう	1	1	○	1		Codex Grapes	
かき		1			2	米国 Grape	0.15 (#), 0.14 (#)
パナナ		1					
キウイ		1					
パパイヤ		1					
アボカド	0.2	0.2			0.1	米国 Kiwifruit -M	
パイナップル		1			0.1	米国 Papaya (emergency exemptions)	
グアバ		1			0.1	米国 Papaya -M	
マンゴー		1			4	Codex Avocado	
パッションフルーツ	0.2	1	○		0.1	米国 Avocado	
なつめやし		1			0.4	米国 Pineapple	
		1			0.4	米国 Mango -M	<0.05, <0.05
その他の果実		1			0.2	米国 Starfruit -M	
					0.4	Sapodilla -M	
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05	0.1	Codex Sunflower seed	
ごまの種子		1				米国 Sunflower seed	
べにばなの種子		1					
綿実	0.05	0.05		0.05	0.1	Codex Cotton seed	
なたね		1			0.1	米国 Cotton undelinted seed	
その他のオイルシード		1			0.1	カナダ Rapeseed (canola)	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm		
きんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.4 0.4	1 1 1 1 1 1		0.5* 0.5* 1	米国 Almond 米国 Walnut 豪州 Macadamia nuts		【米国】 <0.05~0.88 (#) (n=6) 【米国】 <0.05~0.13 (#) (n=6)
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ	0.2 10	0.1 0.2 10	○	0.2 10 20	EU Tea Codex Cacao beans Codex Hops dry 米国 Hop dried cones		1.0, 0.6
その他のスパイス (種子を除く)	5	2	○	0.5	米国 Vegetable root and tuber		1.26 (#), 1.66 (#) (みかん果皮)
その他のハーブ	2	2	○・申	0.1 8	カナダ Mustard seeds 米国 Herbs fresh -M		0.64 (#), 0.35 (みょうが)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 乳	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.1 0.1 0.1 0.3 0.3 0.3 0.02 0.02 0.02	0.2 0.2 0.2 0.4 0.5 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.2 0.2 0.03		0.05** 0.05** 0.05** 0.4 0.05** 0.4 0.05** 0.4 0.05** 0.4 0.3** 0.4 0.3** 0.4 0.3** 0.4 0.85** 0.4 0.85** 0.4 0.05** 0.05** 0.05** 0.05* 0.02 0.01**	カナダ Meat of cattle カナダ Meat of hogs カナダ Meat of goats, horses, sheep 米国 Cattle fat カナダ Fat of cattle 米国 Hog fat カナダ Fat of hogs 米国 Goat, Horse, Sheep fat カナダ Fat of goats, horses, sheep 米国 Cattle liver カナダ Liver of cattle 米国 Hog liver カナダ Liver of hogs 米国 Goat, Horse, Sheep liver カナダ Liver of goats, horses, sheep カナダ Kidney of cattle 米国 Hog kidney カナダ Kidney of hogs 米国 Goat, Horse, Sheep kidney カナダ Kidney of goats, horses, sheep カナダ Meat byproducts of cattle カナダ Meat byproducts of hogs カナダ Meat byproducts of goats, horses, sheep 米国 Milk カナダ Milk		カナダの基準値は米国で実施された試験成績を基に評価がされたものとされる。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm	
鶏の筋肉	0.01	0.2		0.05**	カナダ Meat of poultry	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.2		0.05**	カナダ Meat of poultry	
鶏の脂肪	0.01	0.5		0.4	米国 Poultry fat	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.5		0.05**	カナダ Fat of poultry	
鶏の肝臓	0.06	0.3		0.4	米国 Poultry liver	
その他の家きんの肝臓	0.06	0.3		0.3**	カナダ Liver of poultry	
鶏の腎臓	0.2	0.3		0.4	米国 Poultry liver	
その他の家きんの腎臓	0.2	0.3		0.3**	カナダ Liver of poultry	
鶏の食用部分	0.01	0.2		0.4	米国 Poultry kidney	
その他の家きんの食用部分	0.01	0.2		0.7**	カナダ Kidney of poultry	
鶏の卵	0.01	0.05		0.4	米国 Poultry kidney	
その他の家きんの卵	0.01	0.05		0.7**	カナダ Kidney of poultry	
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5	5	5	0.05**	カナダ Meat byproducts of poultry	
				0.05**	カナダ Meat byproducts of poultry	
				0.05**	カナダ Eggs	
				0.05**	カナダ Eggs	

平成17年11月29日 厚生労働省公示第499号において設定された基準値については、網を付けて示した。

(#) これらの作物残留試験は、適用範囲内で行われていない。

外国基準値欄は、定量限界以外の基準値を記載している。「～M」と記載した食品は、メタラキシルMの基準値であることを示す。

○ 作物残留試験の分析対象

J M P R 及び E U では D-鏡像異性体のメタラキシルMを対象とし、米国及びカナダでは メタラキシル及びメタラキシルM並びにその代謝物をまとめて加水分解し、2,6-ジメチルアニリンを生成させ、その総量をメタラキシル又はメタラキシルMの残留値としている。豪州では ラセミ体のメタラキシルを分析対象としている。

\*印は、基準値を設定する際に、米国又はカナダの基準を参照した箇所で、代謝物が含まれている。

\* 農産物では、植物体内運命試験成績から、親化合物と2,6-DMAに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物の推定最大割合の1/1.5=0.7を換算係数として乗じ、一律基準を超える農産物について、下2桁目を切り上げて基準値を設定した。

\*\* 畜産物では、親化合物と2,6-DMAに変換されると推測される代謝物の合計に対する 親化合物と代謝物Dの推定最大割合と推定される0.2~0.3の係数(家畜0.3、家きん0.2)をカナダの基準値に乘じ、一律基準を超える畜産物について、端数を切り上げて基準値を設定した。

答申(案)

## メタラキシル及びメフェノキサム

食品名	残留基準値 (ppm)
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類(注1)	0.05
大豆	0.05
小豆類	0.2
えんどう	0.2
らつかせい	0.1
その他の豆類(注2)	0.2
ばれいしょ	0.3
こんにゃくいも	0.3
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.2
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	0.3
西洋わさび	0.2
はくさい	0.3
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.2
こまつな	1
きょうな	3
チングンサイ	2
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.7
レタス(ザラダ菜及びちしやを含む)	2
たまねぎ	2
ねぎ(リーキを含む)	0.2
にんにく	0.5
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.2
その他のゆり科野菜(注4)	0.3
にんじん	0.05
バセリ	2
みつば	2
その他のせり科野菜(注5)	1
トマト	2
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜(注6)	1
きゅうり(ガーベルを含む)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.2
すいか	0.2
メロン類果実	0.7
ほうれんそう	2
オクラ	1
しようが	1
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜(注7)	3
みかん	0.2
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実(注8)	0.7
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ	0.2

(注1) 今回基準を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物においては、メタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においては、メタラキシル及びメフェノキサム並びに2-[ $(2,6\text{-ジメチルフェニル})-(2\text{-ヒドロキシアセチル})\text{アミノ}$ ]プロピオン酸をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものとすること。

(注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスペイス以外のものをいう。

(注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、ベースニップ、バセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

(注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

食品名	残留基準値 (ppm)
もも	0.2
ネクタリン	0.2
あんず(アブリコットを含む)	0.2
すもも(ブルーンを含む)	0.2
おうとう(チェリーを含む)	0.2
いちご	7
ラズベリー	0.2
ブラックベリー	0.2
ブルーベリー	2
その他のベリー類果実(注9)	0.2
ぶどう	1
アボカド	0.2
バッショングルーツ	0.2
ひまわりの種子	0.05
綿実	0.05
アーモンド	0.4
くるみ	0.4
カカオ豆	0.2
ホップ	10
その他のスパイス(注10)(種子を除く。)	5
その他のハーブ(注11)	2
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注12)の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分(注13)	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注14)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.06
その他の家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5

(注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

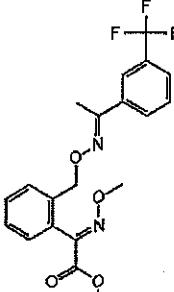
(注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注13) 「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分をいう。

(注14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## トリフロキシストロビン(Trifloxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤 病原菌の胞子発芽阻止、胞子発芽以降の宿主への侵入阻止や吸器の形成阻止、子座の形成阻止効果が確認されている。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：なし／輪紋病 インポートトレランス申請：ライ麦、コーヒー豆等										
我が国の登録状況	てんさい、きゅうり、りんご等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	キャベツ、核果果実等に国際基準が設定されている。米国においてアスパラガス等に、カナダにおいてアーモンド等に、EUにおいてライ麦等に、オーストラリアにおいてバナナ等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イス・カプセル経口投与) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、一律基準(0.01ppm)が適用される。										
暴露評価	TMDI／ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>55.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	25.4	幼小児(1～6歳)	55.9	妊婦	19.5	高齢者(65歳以上)	25.3
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	25.4										
幼小児(1～6歳)	55.9										
妊婦	19.5										
高齢者(65歳以上)	25.3										
意見聴取の状況	平成21年10月2日に在京大使館への説明を実施。 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定。										
答申案	別紙2のとおり。										